

## 京都府立京都すばる高等学校 北川博士先生が大阪国税局長賞を受賞されました。

### 〈取材メモより〉

本校の「租税教室」や「インターンシップ」で日ごろから大変お世話になっている伏見支部の先生方や伏見税務署の皆様方に厚く御礼申し上げます。この度は、このような大変ありがたい賞を、思いもかけずいただくことになり驚いております。

生徒たちに、主権者教育のベースとなる税金を学んでほしいという思いでこれまで「租税教育」に取り組んできました。公共サービスを受ける側として、また消費者の立場として税金を学んでほしい。その税金の配分を決める人を自分は選挙で誰を選ぶのか 日本の中低負担・中高サービスの財政状態を学び認識するのは、小・中・高・大の教育の中でこの時期しかないと思い、「租税教育」を続けてきました。

きっかけは、「税のモニター」の座談会に参加させていただいたことです。それまで「税の作文」は、毎年本校でも実施していましたが、系統立てて税金を勉強させたいという思いを、伏見支部の先生方と伏見税務署さんにご相談させていただいたのが始まりです。

また、毎年お世話になっている「インターンシップ」は、生徒たちに実務を経験させてあげたいと、これも伏見税務署さんと伏見支部の先生方にご相談させていただいたのが始まりで、「租税教育」と同時に始められました。



それまで、2年ぐらい本校独自に税理士事務所へ個別にお願いに伺っていましたが、なかなかご協力を得られませんでした。伏見税務署さんや



支部の先生方にご相談するとすぐに実施する運びとなり、今日まで継続させていただいております。

嬉しいことに、この取り組みを「伏水」をみた卒業生の税理士から「そんな取り組みをしてるんですね。」と声をかけてもらったりしています。

授業の中でももう少し何かできないか？ 新しい税金を考える、小学生に分かるように税金の教材を考えるという中で、税を考えるきっかけが生まれ、税にメッセージを込めるという取り組みも始めています。その中で、「誰かの笑顔のために税金が使われている」という税を考えることができると良いと考えています。

社会に貢献できる人材を育てたい その根っこにあるのは税金です。その教育をこれからも続けてまいりますので、これからも本校にご協力いただきますようお願いいたします。

(取材/新見和也)

### 取材後記

「租税教育」の講師で伺った際に、担当の只川先生と「ふるさと納税」の話になった。只川先生は、「宇治市に住んで、宇治市の財政に貢献したいので、ふるさと納税制度は利用しない。」と話された。返礼品が目目されているこの制度ではあるが、制度の趣旨を理解され、地方財政の本筋を改めて教わった。目からウロコが落ちる思いがした。

# 伏水

Fukusui

平成31年1月1日  
第75号

近畿税理士会 伏見支部  
京都市伏見区桃山町下野28-9  
発行人・題字/木戸義人  
編集人/新見和也

# 謹賀新年

# 伏

JDLのクラウドで始める **会計事務所の業務改善。**

- 会計事務所の入力業務を大幅削減!
- 顧問先を登録したネットワークを構築!
- 顧問先の会計ソフトは標準搭載!
- 業務を誰がいつでもどこでも業務処理!
- 財務・税務から電子申告まで一併に処理!

株式会社 日本デジタル研究所 <http://www.jdl.co.jp/>  
 京都営業所/〒600-8441 京都市下京区新町通西条下ル西条町347-1 (CUBE 西条丸BF) --- Tel.075-343-7271 (内)

会計事務所の業務改善は財務から!  
**JDL IBEXクラウド組曲 Major 財務**

新価格 年間 30,000円 (標準導入費用/バージョンアップ料等別)

1万件の会計事務所にご利用いただいているプロの実務に応える確かな品質!  
 顧問先がどんな会計ソフトを使っているデータも取り込み・活用!  
 会計・税務から電子申告まで、データ連携で抜群の作業効率!

会計事務所 ← 取込み → 顧問先  
 JDL IBEXクラウド組曲 Major 財務      フィンテック、PC会計ソフト

お申込みはWebで簡単! 今すぐ使える!      組曲メジャー 標準

**(司会)**

あけましておめでとうございます。本日は、平成31年の年頭にあって、三村署長と木戸支部長に新春対談を行っていただきます。まず初めに、年頭あいさつをお願いします。

**年頭あいさつ****(署長)**

あけましておめでとうございます。

旧年中は、木戸支部長をはじめ、伏見支部の先生方には税務行政全般につきまして、多大なご支援・ご協力をいただき、誠にありがとうございました。

昨年の着任以来、伏見支部の先生方には様々な機会におきまして、積極的なご支援をいただき、支部と署がこれまで築き上げた良好な協調関係を実感しているところでございます。

おかげを持ちまして、伏見税務署の事務運営は順調に推移しております。厚く御礼申し上げます。

署といたしましては、経済社会のグローバル化やICT、AI化の急速な進展などの環境の変化を踏まえつつ、「スマート確申」の一層の推進、国際課税上の課題及び改正消費税法への的確な対応などに取り組むことが重要な課題となる中、今後も様々な施策に取り組んでいく所存でございます。

これからも支部と署との緊密な連携協調を更に深めていきたいと考えています。引き続き支部の先生方のご支援・ご協力をよろしくお願いいたします。

**(支部長)**

新年あけましておめでとうございます。

一昨年6月の支部長拝命以来、支部会員のご支援、ご協力により、会務運営についても署と支部との協調関係についてもここまで順調に推移しております。

これらは、これまで伏見支部の諸先輩方が培ってこられた土台の上に成り立っているものであり、厚く御礼申し上げます。

伏見支部は、税理士の社会公共的使命を果たすべく、納税義務者の適正かつ円滑な申告・納税の支援、研修

受講環境の整備、書面添付制度の普及定着、租税教育事業の推進など、多くの事業に取り組んでいます。

これらの事業はいずれも署と税理士との緊密な連携協調が欠かせないものであり、引き続き署との連携・協調関係を維持・発展させていきたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

**消費税の軽減税率制度について****(司会)**

さて、消費税の10%への引上げ及び軽減税率制度の実施がいよいよ本年の10月に迫ってきましたが、この件について伺います。

**(署長)**

軽減税率制度につきましては、これまでも支部の先生方のご協力も得まして、あらゆる機会を捉え、周知・PRに取り組んできたところであります。

国税当局といたしましては、各地で消費税軽減税率制度説明会を開催し、事業者の皆様へに制度の内容を十分理解していただき、自ら適正な申告・納付を行っていただけるよう取り組んでいるところでありますが、軽減税率制度の円滑な実施に向けては、支部の先生方のご協力が不可欠でございます。

支部の先生方には、引き続き、関与先事業者の皆様方に対する周知・広報にご協力いただくほか、適切にご指導いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**(支部長)**

消費税率が本年10月から10%に引き上げられる、という事は顧問先でもだいぶ認知されているとは思いますが、軽減税率制度への対応については正直、まだあまり進んでいないのかな、という印象です。

制度の内容や支援措置、対応等についての問い合わせも多くなってきていますので、われわれ税理士も内容を十分に理解し、必要な準備を円滑に進め、適正な申告・納付等が行えるよう、顧問先にも指導していきたいと考えております。

**(署長)**

ありがとうございます。

軽減税率制度は、諸外国においては導入が盛んに行われていますが、日本では初めて導入される制度ですし、認知度がまだ十分ではないのかもしれないですね。

軽減税率制度が導入されることで、本年10月1日から、請求書等保存方式が区分記載請求書等保存方式に変わりますし、さらに、2023年10月1日からは、適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度が導入されます。

このように、軽減税率制度は全ての事業者の方に関係しますので、私どもといたしましては、円滑に制度の導入が行えるよう、あらゆる機会を通じて制度の周知、広報、相談対応等の各種施策に取り組んでいきますので、引き続きご協力をお願いいたします。

## e-Taxについて

### (司会)

e-Taxの利用促進についてはいかがお考えですか。

### (署長)

伏見支部の先生方には、昨年9月に開催されました「伏見e-Tax連絡協議会」ほか日頃からe-Taxの普及にご尽力いただきありがとうございます。

皆様のご協力により、e-Tax申告に国税庁のHPを利用して申告書を作成し書面で提出した「ICT申告」の割合は年々増加しております。

しかしながら、伏見署は大阪局管内の税務署の中でも確定申告期の来署者が多いことで有名です。

平成31年1月の確定申告からは、給与所得者等の方々については、従来のマイナンバーカードを利用する方法に加え、ID・パスワード方式によるスマートフォン・タブレットを利用した確定申告も可能となり、より便利になります。

これらの、e-Taxの利便性向上をPRし、e-Taxの普及・定着に向けて積極的に広報して参りたいと思っております。



で、先生方には引き続き、周知、広報へのご協力をお願いいたします。

### (支部長)

私の印象では、e-Tax申告の税理士による代理送信などについては、概ね定着しているのかな、と思っています。

この1月から始まるスマートフォン等による確定申告は、非常に便利であり、一般のサラリーマンの方などへの普及に寄与しそうですね。

### (署長)

我々も非常に期待しております。

今後とも、e-Taxの一層の普及・定着に向けた取組を推進してまいりますので、先生方からの忌憚のないご意見を頂戴できればと思います。

## 租税教育について

### (司会)

伏見支部では租税教育にも力を入れていますが、租税教室等への取組状況はいかがですか。

### (支部長)

次代を担う児童・生徒たちに対して、租税の意義や税理士の役割を正しく理解してもらい、適正かつ自主的な納税意識を醸成する意味で、税の専門家としての立場から、租税教育は大変重要であると認識しております。

例年実施している京都すばる高校の会計科と企画科への租税教室に、昨年は支部から計4名の講師を派遣しました。

講師からの一方的な授業ではなく、会計科では「どのようにすれば公平な税負担が実現するか」というテーマでグループディスカッションを行い、発表してもらいました。その後、学校の先生による振り返り授業、署の職員の方を交えたグループワークが行われ、非常に活発な意見交換があったと聞いております。

また、企画科の授業では源泉徴収票を基に実際に確定申告書を作成してもらうなど、生徒が主体となって取り組める、内容の濃い租税教室を行っています。

### (署長)

京都すばる高校は今年度、4年連続で大阪国

税局から「租税教育モデル校」に指定されております。

租税教育は、社会全体で取り組むべきものであり、京都すばる高校の租税教室は、立場の違う三者が一体となって取り組む、まさにモデルケースと言えらると思います。

このような支部と署、学校側が一体となって連携・協調した租税教育を行っていることについて、国税局からも大変高い関心と評価をいただいております。今後もこのような体制の下、充実した租税教育を実施していきたいと思っております。

### (支部長)

伏見支部独自の取組として行っております税理士事務所へのインターンシップも昨年で8回目となりました。

インターンシップ後に学校で行われた報告会では、参加された生徒方から、税理士という仕事はただ簿記ができればいいのではなく、顧問先との信頼関係が非常に重要なことや、授業の中で学んできた簿記の知識が、実際の社会の中でいかに大事な知識であるか、ということを経験することができた、との感想を多くいただきました。

また、インターンシップを受け入れた税理士からも、生徒たちの柔軟な発想や質問に大いに刺激を受けたと聞いております。

租税教育として、税金の重要性を伝えていくのはもちろんのこと、社会貢献として、若い世代に税に関わる仕事についての理解を求めていき、仕事をしていく上で普段からコミュニケーション能力を鍛えていくことは非常に意義のあることである、ということをもっと感じてもらえるすばらしい機会であると思っています。

今後も署と支部一丸となって租税教育に取り組んでいく今の体制を維持・発展していければ、と思います。

### (司会)

最後に、間もなく平成30年分の所得税・消費税等の確定申告期を迎えることとなります。

### (署長)

今年も、伏見支部の先生方には地区相談会場における申告相談を行っていただくことになっております。例年、大変多くの納税者の方が来場され、先生方にはご負担



をおかけすることになりますが、ご協力をよろしく願いいたします。

確定申告においても支部の先生方と連絡・協力を密にして一丸となって広報・PR等に取り組み、国民の皆様の信頼に応えるべく親切・丁寧な対応を心掛けて取り組んでいきたいと考えております。

### (支部長)

確定申告の時期は、署におかれましても、また我々税理士にとって繁忙期となります。

署と協力しながら、親切・丁寧な対応を心がけ、伏見支部会員が一丸となって努力してまいりますので、よろしく願いいたします。

### (司会)

本日は、大変お忙しい中、ありがとうございました。

## 支部活動報告

### 支部役員会

- 30. 9.11 第3回役員会** 伏見納税協会 出席者数23人
1. 次回役員会及び合同委員会の日程に関する件(承認)
  2. 第39回支部定期総会の日程等に関する件(承認)
  3. 租税教室の講師謝金に関する件
  4. 理事会報告
  5. 各委員会報告
- 30.12.11 第4回役員会** 京都税理士会館 出席者数27人
1. 平成30年分確定申告期における地区相談割当等に関する件(承認)
  2. 新年研修会、意見交換会に関する件(承認)
  3. 支部役員選考委員会の員数に関する件(承認)
  4. 次回以降の支部役員会等の日程に関する件(承認)
  5. 理事会報告
  6. 各委員会報告

### 伏見e-Tax連絡協議会

- 30. 9.27 伏見e-tax連絡協議会**  
出席者数(署10人・支部11人・協会4人)
1. 平成29年度におけるe-Taxの利用状況等について
  2. 平成29年度の取組実績等
  3. 平成30年度の取組方針
  4. その他

### 税務署・支部懇談会

- 30.10.11 第4回** 伏見税務署 議長 署長  
出席者数(署8人・支部12人)
1. 「税を考える週間」行事について
  2. 租税教室の開催について
  3. 確定申告期における外部相談会場の日程等について
  4. 贈与税の申告内容の開示請求手続について
  5. 消費税軽減税率のパンフレットについて
  6. 酒類業界による需要振興の取組
  7. 当面の諸問題について懇談

### 総務委員会

- 30.12.11 第3回委員会** 京都税理士会館 出席者数11人
1. 平成30年度諸事業実行に関する件
  2. 平成30年度予算実行に関する件
  3. その他当面の諸問題について

### 研修委員会

- 30. 9.12 第3回研修会** 出席者数79人  
テーマ 「相続税における論点」  
講師 税理士 笹岡 宏保氏

- 会場 京都税理士会館
- 30.10. 2 第4回研修会** 出席者数71人  
テーマ 「法人税関係の最近の気になる裁決事例」  
講師 税理士 植田 卓氏  
会場 京都税理士会館
- 30.11. 2 第5回研修会** 出席者数60人  
テーマ 「確定申告でミスしないための証券税制重要ポイント」  
講師 税理士 森 満彦氏  
会場 京都税理士会館
- 30.11.14 第6回研修会** 出席者数12人  
テーマ 「近年ニーズが高まる民事信託の理論的実務的基礎知識の習得とその態様」  
講師 立命館大学大学院法学研究科 教授 岸本 雄二郎氏  
会場 税理士法人京都経営
- 30.12.11 第7回研修会** 出席者数68人  
テーマ 「消費税軽減税率制度と税理士の対応」  
講師 税理士 金井 恵美子氏  
会場 京都税理士会館
- 30.12.11 第3回委員会** 京都税理士会館 出席者数8名
1. 平成30年度諸事業実行に関する件
  2. 平成30年度予算実行の件
  3. その他当面の諸問題について

### 税務支援対策委員会

- 30. 8. 1**  
近畿税理士会の支部税対担当者責任会議に委員長が出席し、情報の収集を行った。
- 30. 8. 7**  
近畿税理士会に「平成30年分確定申告相談における「支部間応援」の対応について」の回答を行った。
- 30. 8. 7**  
近畿税理士会に「協議派遣事業に関するアンケート」の回答を行った。
- 30. 8.22**  
近畿税理士会の「平成30年度税を考える週間」参加行事開催計画の照会を通知した。
- 30. 8.24**  
支部連から京都税務相談センター相談担当者割当の依頼につき担当税理士を10人選任し、支部連へ通知した。
- 30. 9. 1**  
総務省京都行政評価事務所の「一日合同行政相談所」に派遣する担当税理士1人を選任し、支部連へ通知した。
- 30. 9. 8**  
支部連の「不動産なんでも無料相談」に担当税理士1人を選任し、通知した。
- 30.10.23**  
一般事業者に対する確申期「税務特別相談会」に

つき担当税理士3人を選任し、京都商工会議所洛南支部へ通知した。

- 30.10.31**  
近畿税理士会に「所得税確定申告期に実施する無料税務相談実施計画及び費用見積」を提出した
- 30.11. 5**  
平成30年分確定申告相談の税務支援従事義務免除申請書のお願いを送付した。  
(期限11月30日)
- 30.11. 5**  
近畿税理士会から記帳申告指導の依頼につき担当税理士を1人選任し、近畿税理士会へ通知した。
- 30.11.14**  
伏見納税協会会員等に対する年末調整相談会担当税理士2人を選任し、伏見納税協会へ通知した。
- 30.11.28**  
近畿税理士会の支部税対担当者責任会議に委員長が出席し、情報の収集を行った。
- 30.11.29 第3回委員会** 伏見納税協会 出席者数9人  
議題
1. 平成30年分伏見納税協会会員等に対する決算・申告指導実施要領承認の件
  2. 平成30年分所得税確定申告期における無料税務相談実施要領承認の件
  3. 平成30年分所得税確定申告に独自事業として実施する無料税務相談の実施要領承認の件
  4. その他当面の諸問題について
- 30.11.30**  
「所得税確定申告期に独自事業として実施する無料相談」実施に係る事前広報用PRチラシ・PRポスターの利用の有無と必要な部数を近畿税理士会に連絡をした。
- 30.12. 3**  
伏見納税協会会員等に対する決算・申告指導の分科会での指導につき担当税理士6人を選任し、伏見納税協会へ通知した。
- 30.12.11 第4回委員会** 京都税理士会館 出席者数9人  
議題
1. 平成30年分確定申告相談方式による税務支援実施に関する件
  2. その他当面の諸問題について
- 30.12.**  
伏見納税協会会員等に対する決算・申告指導の電子申告に対応するため、代理送信担当者リスト及び税務支援用電子申告開始届出書12人分を伏見税務署へ提出した。
- 30.12.**  
平成30年分「確定申告税務支援個人別担当表」を送付した。
- 30.12.**  
京都市区民相談室に派遣する担当税理士3人を選任し、支部連へ通知した。  
伏見区役所 1人(平成31年1月25日実施)  
醍醐支所 1人(平成31年1月25日実施)  
深草支所 1人(平成31年1月25日実施)

### 広報委員会

- 30. 8.23** 近畿税理士会館 出席者数1人  
平成30年度・小、中学校における租税教室講師研修会に出席した。
- 30. 9. 2**  
京都府立京都すばる高等学校「租税教室」の講師3人を選任し、伏見区租税教室推進協議会へ通知した。
- 30. 9. 6** 上京税務署 出席者数1人  
租税教室講師養成研修会に出席した。
- 30.10. 9** 近畿税理士会館 出席者数1人  
平成30年度・高等学校における租税教室講師研修会に出席した。
- 30.10.16**  
京都府立京都すばる高等学校「租税教室」の講師に支部会員から3人派遣した。
- 30.10.19**  
京都府立東陵高校へ京都府選挙管理委員会との提携「租税教室」へ講師1名を派遣した
- 30.10.26**  
インターンシップ報告会に出席した。  
京都府立京都すばる高等学校  
出席者 京都府立京都すばる高等学校12人(うち生徒9人) 伏見税務署1人 伏見支部4人
- 30.11.12**  
京都府立京都すばる高等学校「租税教室」の講師に支部会員から1人派遣した。
- 30.12.11 第5回委員会**  
京都税理士会館 出席者数7人
1. 支部報「伏水」第75号の打ち合わせ
  2. インターンシップ・租税教室について
  3. その他当面の諸問題について
- 30.12.19**  
京都府立京都すばる高等学校で「租税教室」の振り返り授業に支部会員から1名派遣した。
- 30.12.26 第6回委員会** 味苑 出席者数7人
1. 支部報「伏水」第75号発送作業
  2. その他当面の諸問題について

### 厚生委員会

- 30. 9. 8**  
支部連ソフトボール大会(雨天により中止)
- 30.10.5~6 支部旅行** 広島-尾道-呉-宮島-方面  
出席者数25人
- 30.11.17**  
京都自由業団体懇話会 親睦ソフトボール大会  
出席者数4人
- 30.12.11 第3回委員会** 京都税理士会館  
出席者数8人
1. 平成30年度諸事業実行に関する件
  2. その他当面の諸問題について

## 新入会員紹介



かき なか  
垣中 まゆみ  
(正会員)

伏見支部の皆様、はじめまして。

この度、入会させて頂きました垣中(かきなか)まゆみと申します。

今年7月までは、国税の職場において、京都地区を中心に10署で33年間勤務してきましたが、昨年末に母が倒れた事もあり、思い切って新人税理士として8月に税理士登録をいたしました。

とはいえ、今年は地震や台風直撃などと度重なる災害で、事務所の準備が遅れ・・・、酷暑も過ぎ涼風を感じる10月に開業届をやっと提出できた次第です。

この伏見の地は、生まれた時から現在まで、生活の基盤となっており、私の3人の子供達もこの伏見で生まれ育ち、巣立ってくれました。

自宅と事務所のある大亀谷は、つい10数年前は畑や草むらが沢山あり、タヌキ・イタチ・キジが走り回っていました。自宅から桃山城までは、畑がなく、農道を歩いて行けたものです。それも今はすっかり一面家が立ち並び、土がなくなりアスファルトに変わりました。以前は、墨染通りから桃山城方向に一步踏み入れると、真夏でもひんやりと2~3℃涼しく感じたのを覚えています。また、目の前を走るJR奈良線もいよいよ複線化工事が始まり、急激な時代の流れを感じます。

税理士の仕事は、税務署時代とは真逆の目線であること。この急激な時代の変化にも即した素早い対応が必要な、奥の深い仕事だと改めて思います。

未熟な私ではありますが、伏見支部の先輩先生方のご指導を頂きながら、ぼちぼちと新しい仕事に順応していけるよう頑張ります。そして、合間を見ては、趣味のサイクリングでも伏見支部のサイクリング同好会に参加させて頂いたり、母の介護等々与えられた環境を受け入れながら、一日一日を精一杯楽しんでいきたいと思っています。

これから何かとお世話になるかと思いますが、何卒ご指導ご鞭撻を賜りますよう、宜しく願い申し上げます。

この度、伏見支部に入会させていただきました沢田浩彰と申します。どうぞよろしくお願ひ致します。

私が税理士を志したのは、大学生のときでした。大学生の頃アルバイトをしておりまして、両親から「絶対に103万円以上働くなよ!」と毎年何度も言われました。大学3年生のある日、私の中で「103万円って何なん?」と気になり、書店で『図解 わかる税金』という本を買いました。その本で103万円のからくりを理解し、「なるほど!面白い!」と思った事と、もともと数字が好きな事もあって、税理士を志しました。

税理士は税理士法第1条にもあるように、納税義務者の信頼にこたえるという非常に社会的責任のある仕事だと日々感じます。自分の知識の無さを痛感する毎日ではありますが、研鑽を積み、お客様の成長・発展に寄与できるより良いパートナーになれるよう努めていきたいと思っています。

趣味はドライブとフットサルです。詳しいことは全然分かっておりませんが、とても車が好きで、時間があればよく一人でドライブに出かけます。地元が奈良ということもあって、非常に走りやすくりフレッシュにもなります。車を見るのも好きです。フットサルは最近ご無沙汰になりつつありますが、健康第一という自分の信念がありますので、時間を見つけて徐々に練習していければと思います。

まだまだ経験不足で未熟である為、今後伏見支部の先生方にはたくさんお世話になる事と存じますが、何卒ご指導ご鞭撻を賜りますよう御願ひ申し上げます。



さわ だ ひろあき  
沢田 浩彰  
(正会員)



よし まつ だい すけ  
吉松 大輔  
(正会員)

この度、伏見支部でお世話になります吉松大輔です。

現在、伏見の深草に住んでいて、職場も伏見の深草と行動範囲が伏見の深草ばかりになっています。

私は税理士試験で酒税法を受験するくらいお酒が大好きで、伏見と深く関われるのはお酒好きの私にもってこいです。

酒税法で、日本酒の製造方法は、米と米こうじと水を原料とし、発酵させてこしたものでアルコール分22度未満と定義されています。そこで受験勉強に必要な知識は終わりますが、実際には精米から水の質、糖化と発酵などの製法により、味が大きく変わります。また、純米大吟醸と大吟醸と名称が色々ありますが、純米が付されているのはアルコールが添加されていないものです。その添加により、味わいや香りが色々変化をします。

こういったことは、受験勉強では全く必要のない知識でしたが、お酒好きなこともあって、楽しんで勉強できたのかなと思います。

ちなみに、一番好きなお酒は、芋焼酎の一刻者です。最初は麦焼酎ばかり飲んでいましたが、今では芋が大好きです。一刻者は芋と芋こうじが原料で、芋100%です。そのワードだけで震えませんか?酒税法を勉強したせいで原料を見て震えるのか、お酒が飲みたくて震えるのかわかりませんが、芋独特な甘い香りのするお上品な味わいが楽しめます。

上記にあった、日本酒は醸造酒で、焼酎は蒸留酒です。

蒸留酒は、無色透明で不純物が少ないこともあり二日酔いにもなりにくくなっています。ウイスキーも蒸留酒ですが、無色透明ではなく、きれいな琥珀色になっているのは、木樽で熟成されて色味が溶け出しているからです。ハイボールが流行っているのは、美味しくて飲みやすく二日酔いにもなりにくいという、みんなで楽しめるお酒だからかもしれません。

伏見に住んでいて、酒税法も勉強しましたので、お酒が楽しめる税理士になりたいと思っています。

支部会員の異動(平成30年7月1日~平成30年11月30日) 正会員 137人、準会員 14人、法人会員 9社(平成30年11月30日現在)

	異動理由	氏名	事務所所在地	電話番号	FAX番号
正会員	入会(所属)	沢田 浩彰	西大手町307番地 エイトビル5階 税理士法人京都経営	075-603-9022	603-9055
	転出(左京へ)	赤岩 綾	京都市左京区岩倉長谷町244番地 Casa del Arte 107号室		
	退会(業務廃止)	高橋 尚好	新町6丁目470ルレ・フシミ107号室	075-621-5900	
	入会(開業)	垣中 まゆみ	深草大亀谷万帖敷町183番地3	075-632-9172	632-9173



安心できると、  
新しい未来が見えてくる。



企業保障約37万社

※平成29年度末 当社調べ企業保障の件数は、個人保険・個人年金保険の法人契約者数

DAIDO 大同生命保険株式会社

京都税理士共済支社/京都府京都市中京区烏丸通三条下ル饅頭屋町595-3(大同生命京都ビル4F)  
TEL 075-256-7102

# 年男年女



## 井垣保男

風光明媚な兵庫県豊岡市(合併前は城崎郡)で生まれ育つ。子供のころは非常に多かった雪も最近はめっきり少なくなっており、今思うとちょっぴり寂しい気が…

これといった趣味(?)はありませんが、広く浅くということで、①囲碁②ゴルフ③魚釣り④麻雀⑤その他…

あらためまして

新年あけましておめでとうございます。

今年で6回目の廻り年を迎えることになり、健康であることが何にも勝り、感無量であります。

先ほど申し上げました、趣味の一つであります囲碁ですが頭の回転をよくするとともにボケ防止のために、週に2回程度基会所で会員(約70名)の方と手合わせ、また、少しでも運動にとゴルフでは、年間10回ほどのラウンドを楽しんでいます。同年代のプロゴルファー尾崎将司は今でもレギュラーツアーで頑張っています。私も1年でも長くラウンドできるよう健康に気を配り楽しみたいと思っております。

私のもう一つの健康法に、毎朝6時頃から40分程度の早歩き散歩(冬は夕方)を行っております。

これからも一日一日が平穏であることを願い、更に充実した生活が送れるよう心身とも健康に注意して頑張っていきたいと思っております。

最後に、伏見支部の先生方にはお世話になりますが、よろしくお祈りいたします。

## 尾崎春樹

新年あけましておめでとうございます。

今年で72歳まで生かされていることに感謝しています、と言うのは私が21歳の時に父親が若くして亡くなりましたので、父

親の分を今、生かされているのだと思っています。

税理士業界に入ったのが40歳の時で、今年で31年目を迎えるようになっています、私がこの仕事に従事するまでは信用金庫に勤務して税理士試験合格後すぐに事務所経験がほぼ無いままに開業しましたので右も左も解らなく当時伏見支部の先輩諸氏には大変助けていただき又迷惑をかけて今日に至っています。

事務所も30年も経っているのに細々と続けています。今年もお世話になっている顧問先頑張ってくれている従業員そして私の家族全員が日々平穏に過ごせる一年でありますようにと望んでいます。

こんな調子ですので、伏見支部の皆さまには今年も何かとお世話になりますが、どうぞよろしくお願い致します。

## 笹本弘之

今年還暦を迎えることになりました。六十歳とは、残された時間に限りがあることをより一層感じる年齢です。

昨年の秋、高校の恩師とその教え子を含むお仲間の何人かと一緒に奈良の古寺を散策する機会がありました。先生は八十歳を超える年齢にもかかわらず、歩く早さは私よりも早いからです。お寺の見どころなどを詳しく説明して下さい、高校生に戻って先生と遠足を楽しんでいるような懐かしい不思議な体験をいたしました。

恩師との交流を得て、私も元気でいられる限り仕事を通じて、また仕事を引退することになったとしても、周りの皆様のお役に立てるような、また共に時間を過ごしたいと思われる人物であり続けたいとの想いを強くいただきました。そして、これまで支えてくださいました沢山の皆様に心より感謝申し上げますとともに、これもちまして還暦を迎える新年のご挨拶とさせていただきます。

## 佐藤講二

新年明けましておめでとうございます。今年も宜しくお祈り致します。

12月に原稿執筆のお願いが届き、何のテーマかと見てみると「年男・年女」と書いてありました。はて、何の事だろうと考えてみると自分が今年48歳になり年男に当たるのだということに気が付きました。前回の年男の時には、まだまだ人生はこれからだという気持ちでしたが、今では健康のこと、老後のことなどを考えなければならぬ年齢になってきました。

新年を迎え今年、そしてこれから次の年男までの12年間は「時代に乗り遅れない」という目標を持っていきたいと考えています。世間ではIT技術の発達により便利な世の中になったと思いますが、その恩益を受けるのはそれを使いこなせる人だけで、それを受け入れられない方も多くいらっしゃると思います。我々の税理士業界も同じで、クラウド会計や自動取込などIT化の波が押し寄せ、それを上手く使いこなす仕事を大きく減らしている事務所もあれば、従来のやり方のまま業務を行っている事務所もあるかと思っております。年を重ねるごとに新しいことを受け入れるのはしんどくなってきますが、今後もこの流れは続くと思いますので、当事務所でも時代に乗り遅れないように頑張っていきたいと思っております。

最後に伏見支部に登録してから4年が経ち、初めの頃は麻雀大会やソフトボール大会の参加だけでしたが、最近では税対委員会や伏水会ゴルフなどの支部の行事に積極的に参加するようになってきました。皆様には大変親切にして頂き、この場をお借りして御礼申し上げます。

## 萩原政宏

自分が還暦になるなんてとみんな思っているだろう。

鏡に写っている姿は、ダレ?と思っているし、もちろん気持ちは20代で、まだまだ元気だと思込んでいる。ただ近くが良く見えなくなった、根気がなくなった、そして物忘れするようになったと思う。でも何を食べたかは忘れても、先ほど食事したことは覚えている。

さて、還暦といえばご承知のとおり、十干(甲・乙・丙・丁・戊・己・庚・辛・壬・癸)と十二支(子・丑・寅・卯・辰・巳・午・未・申・酉・戌・亥)を組み合わせた60を周期とする数詞である干支が一巡し、誕生年の干支に還ること。1959年の己亥の干支に生まれた私は、1971年の辛亥、1983年の癸亥、1995年乙亥、2007年の丁亥、そして2019年の己亥と一巡し、2019年8月18日に還暦を迎える。

無我夢中で生きてきた60年間だったと思う。今後も多分いつもとおりバタバタと動き回っていると思うが、最期までそれができたら本望でしょうね。

## 久内圭介

税理士登録をしてから丸6年が経ちましたが、まだまだ未熟者です。平成31年は「年男」ということと、元号も改まるということで、気持ちも引き締まる感じです。これからも、日々精進・研鑽をして、お客様・社会から必要とされる税理士に少しずつ近づいていけるよう努力いたしますので、どうぞ宜しくお願いいたします。

## 山本喜雄

猪突猛進、猪突盲迷? 高校ラグビー以来、猛進のつもりでしたが、歳には勝てず、やはり盲迷でした。

これからもよろしくお祈りいたします



コミュニティ・バンク  
京都信用金庫は  
地域の皆様とともに  
歩んでまいります

ゆたかなコミュニティを求めて



伏見支店 TEL601-9131  
北伏見支店 TEL642-4711  
桃山支店 TEL622-6722  
六地藏支店 TEL622-7111  
南桃山支店 TEL621-5441  
稻荷支店 TEL641-5291

なが——い、おつきあい。

事業融資

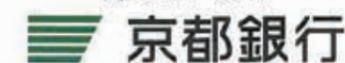
住宅ローン

マイカーローン

資産運用

京都銀行はさまざまなシーンで皆様を応援します!

飾らない銀行



# インターンシップ報告会 広報委員会



8月2～3日に実施されました京都府立京都すばる高等学校とのインターンシップ事業の報告会が、10月26日にありました。

平成23年から始まったこの事業も今年で7年目。毎年約10名の生徒さんを伏見支部の先生方の事務所で受け入れていただいております。ご協力いただいた先生方、ありがとうございました。



## 受入先生方の声

- ・礼儀正しい生徒さんで、すぐにでも業務ができるぐらい実務能力が高い。
- ・この事業は、京都すばる高校の先生方の熱意で始まった事業で、こんな機会は他ではなく、ぜひ今後とも継続して続けていきたい。

## 生徒さんの声

- ・実地で入力業務を体験でき、試算表を作成するという体験ができました。
- ・顧問先を訪問するという貴重な体験ができ、会社の社長と直接話すという貴重な体験ができました。
- ・事務所の皆さんと楽しくいろんな話すことができ、良い体験ができました。
- ・会計ばかりではなく、税法を読むという貴重な体験ができました。
- ・税務署へ訪問させていただき、若手署員の皆さんからのお話は、今後の進路を考える上の、とても参考になりました。

## 先生方より

- ・伏見支部の先生方。伏見税務署様には、毎年お忙しい日々の業務時間を割いて生徒たちのインターンシップ事業にご協力いただき、ありがとうございます。実務の現場を体験させていただき、生徒たちにとって将来にわたり貴重な経験となっております。ぜひ今後ともご協力いただきますようお願いいたします。



# 租税教室 広報委員会

## 京都府立京都すばる高等学校

今年も京都府立京都すばる高等学校の「租税教室」を10月16日に会計科1年生の3組、11月12日に企画課3年生の1組で実施しました。

会計課の1年生には、税金の種類と種別・日本の財政収支から税金についての理解を深めていただき、企画課3年生には、主に所得税の確定申告書の記載方法の説明を行いました。特に1年生からは、日本の財政収支について深く学び、自分たちで新しい税金を考えると課題について、物品税的な発想や、外国人観光客が社会インフラを利用するという観点から入国・観光税を聴取するというユニークな発想の発表がありました。

この授業の後、小学生向けの税金を知ってもらうための教材を考えるという課題に発展し、社会の中での身近な問題として税金を考えるための機会提供となりました。



## 京都府立東陵高等学校

京都府選挙管理委員会とコラボ企画で、模擬投票までを行うという授業に参画してきました。前段で日本の財政収支と直接・間接税についての「租税教室」を行い、その後、日本の財政についての主張を3名の生徒・先生が選挙候補者として各々が公約の演説をし、模擬投票を実施するという授業を行いました。

平成28年6月から改正公職選挙法が施行され、満18才から選挙に参加できるようになりましたが、東陵高等学校では、京都府選挙管理委員会が持ち込んだ実際に利用する投票箱・投票用紙・記入機を使用し、3年生全員が投票しました。若年層の投票率が低いという現状の問題解決に、模擬投票は選挙に行くという一助になり、かつ自分たちの意見を政治に反映させるという経験をする授業となりました。

その中で、「租税教室」は、日本の財政と税についての問題提起の役割を担う授業となりました。



みなさまのすぐとなりに京都中央信用金庫がいます。

## 京都中央信用金庫

<b>伏見支店</b> 竹田街道丹波橋下ル ☎(621)3355 ☎(621)3357	<b>醍醐支店</b> 外環状線醍醐高畑交差点角 ☎(571)7373 ☎(571)7383	<b>石田支店</b> 外環状線石田交差点南 ☎(572)6501 ☎(572)6506	<b>竹田支店</b> 竹田街道竹田久保町交差点南 ☎(642)7711 ☎(643)8006	<b>下鳥羽支店</b> 国道1号線赤池交差点東 ☎(623)1011 ☎(601)6041	<b>大手筋支店</b> 大手筋通竹田街道角 ☎(621)8008 ☎(602)9201	<b>淀支店</b> 納所町バス停前 ☎(632)2591 ☎(632)2596
<b>久我支店</b> 久我神川消防出張所前 ☎(921)5711 ☎(921)5571	<b>桃山支店</b> 御香宮神社前 ☎(611)1211 ☎(602)1511	<b>稲荷支店</b> JR稲荷駅北100m本町通沿 ☎(641)6361 ☎(641)5150	<b>藤森支店</b> 北山通藤森駅前 ☎(641)7165 ☎(641)5127	<b>竹田南支店</b> 竹田城南宮道バス停前 ☎(641)8111 ☎(641)3541	<b>向島支店</b> 向島ニュータウン6街区1棟107 ☎(622)8401 ☎(602)7634	<b>墨染支店</b> 京阪墨染駅東1筋南 ☎(645)1301 ☎(645)1501

## 弁護士法23条照会制度と税理士法38条の守秘義務について

にいみ かずや  
新見 和也

私は、平成25年から表題の民事訴訟を争ってきました。税理士法38条の守秘義務については、ご存知だと思いますが、いわゆる弁護士法23条照会については、ご存知ではない先生方が多いのではないのでしょうか。弁護士法23条照会とは、弁護士が依頼を受けた事件について、所属弁護士会に「照会申出書」提出し、弁護士会が形式面・実質面について、厳格な審査を行い、弁護士会会長名で照会を行う制度です。私の事案では、①顧問先であったか、②顧問先であった場合、確定申告書等の書類があるか、③ある場合は、提出を求めるといったものでした。たまたま顧客も同様の照会があり、大阪弁護士会から届いた照会文書には添付資料として、制度の説明資料があり、その中で「本照会に対しては、法的に回答義務があります。拒否するにつき正当な理由がない限り、回答する義務があるということは、最高裁判所を含め、多くの判決・学説において認められているところです。一律かつ抽象的に拒否回答すること、あるいは回答をしないことは許されません。」「弁護士会は、会員弁護士から、本照会に基づく照会の申出を受けた場合、照会内容及び必要性について審査をして照会しています。」とありました。また、私に届いた文書には京都弁護士会会長名で、①1週間以内の回答を求め、②本人の同意は必要ないとの記載もありました。

私はこの制度の大阪・京都弁護士会の制度説明文書および日本弁護士会のHPを確認したうえで回答しましたが、回答対象の元顧客からの訴えて表題の訴訟に至った次第です。この裁判は、京都地裁勝訴、大阪高裁逆転敗訴、最高裁棄却となり、敗訴確定いたしました。裁判を通じて、いわゆる弁護士法23条照会を制度として問題であると痛切に感じました。それは、早稲田大学の山口斉昭教授が「早法91巻3号(2016)」でご指摘されている内容が、当事者である私が裁判を通じて感じた問題点を的確に指摘していますので、説明と代えさせていただきます。

『大阪高裁平成26年8月28日判決』である同事件は、弁護士会照会に応じて、かつての顧客の確定申告書等を開示した税理士法人である照会先が、情報を開示したことの不法行為責任を当該元顧客から問われ、これが認められたものである。

これまで、23条照会に応じて、報告をしたことの責任が問題となった事例はいくつか存在したが、実際に責任が認められた事例は、後に見る昭和56年の最高裁判決(京都市伏見区役所が前科・犯罪経歴の照会を行った事例)、および平成12年の広島高裁判決の原審判決を除き、それ以降はおそらく存在していなかった。しかるに、同判決は、十数年ぶりにこれを認めた。

つまり、照会先(税理士法人)が照会に応じて報告をしたために損害賠償義務を負うような事態は起きない体制をとっているとすると日弁連の説明にかかわらず、弁護士会照会に応じて情報を開示することが不法行為となる可能性を、同判決は

改めて、現実のものとして突きつけたのである。

日弁連や各弁護士会も、以前より義務化や制度の活性化のための提言を積極的に行い、守秘義務や個人情報保護法に抵触しないことを、ホームページなどを使って、一般に向けて説明してきた。しかし、照会に応じて報告を行ったことの免責を、弁護士会が保証できるわけではない中では、これら努力も必ずしも有効ではなく、報告を拒絶した照会先に法的責任を問う上記試みも同様である。しかも、照会先がどうすれば責任を免れるかについて、日弁連や弁護士会が適切な指針を示すことができていないといえず、かかる状況の中では、なお、報告拒絶の事案は生じうるものといえよう。」

(出典 早稲田大学 山口斉昭教授 早法91巻3号(2016)「弁護士会照会に対する照会先の不法行為責任について—二つの高裁判決を契機に—」(書き下線は加筆) この一連の裁判は、法的には民事裁判の判決に過ぎません。判決にしたがって賠償義務を果たす必要がある裁判です。しかし、税理士として最も重要なのは、この民事訴訟の敗訴後に起きた税理士法違反としての京都地検への刑事事件としての申立と、税理士会への綱紀事案としての申立です。

京都地検への刑事事件としての申立については、たとえ少額の罰金刑でもその刑が課せられると、改正前の税理士法上、私個人に業務停止3年間の処分が下されます。幸い、京都地検での処分は、当方の主張が認められ不起訴処分済み、税理士会の綱紀委員会の処分は、注意処分となりました。

今回、私自身の税理士法上の守秘義務違反事例を、なぜ支部会員の先生方にこの紙面を借りて書こうと思ったのかと言いますと、一つは、知り合いの税理士から似たような事例の相談が未だにあるということと、もう一つは、個人情報を取り扱う顧問先があるためです。特に後者については、前述の山口教授の論評にあるように、弁護士法23条照会を審査する弁護士会は照会先の民事・刑事訴訟リスクを担保しておらず、万一訴訟の際の敗訴責任は、照会先にあるという点を注意喚起していただきたいと思ったからです。

この弁護士法23条照会制度が厄介なのは、照会請求に応じないと、照会した相手(弁護士)から民事訴訟を起こされるリスクもあるところです。実際そのような訴訟と判例があります。矛盾していますが、『照会に応じても訴訟リスクがあり、応じなくても訴訟リスクがある』のが、現行の弁護士法23条照会制度です。

私見を述べますと、「弁護士法23条照会制度には応じない。」のが正解だと思っています。理由は、①私の事例の判決を根拠に照会を拒否できる。②少なくとも刑事訴訟リスクを回避できるからです。紙面の都合上、論評はここまでといたしますが、顧問先に対しての弁護士法23条照会への対応にご注意いただきますようお願いいたします。

## 支部旅行 ～広島 1泊2日の旅～

今回の支部旅行は、10月5日(金)～6日(土)で、広島へ行ってきました。台風25号の接近に伴い、観光組の2日目の厳島神社観光を短時間で切り上げたり、帰りの新幹線の遅延があったりしましたが、カキに舌鼓をうち、大和ミュージアムで戦艦大和の迫力に圧倒されたりと、支部会員の親睦を深められた和気あいあいとした楽しい旅行となりました。



### ●遙かなる厳島神社

- ① っしょうけんめい、かぜのなか
- ② いた、みやじま、いつくしま
- ③ ろうのかいなく、おりかえし
- ④ かたがないので
- ⑤ たこよう



チェービー(台風21号)以来、巨大台風による被害が続くなか、コンレイ(台風25号)が韓国に上陸した頃に、我々は厳島神社に参拝すべく宮島へ向かっていた。ところが、乗船時に聞かされたのは折り返し便が30分後の便で運転を休止すること。多く見積もっても厳島滞在時間は20分!

走れども厳島神社へ辿り着くことも叶わず、上陸メンバーで記念撮影をして一同乗船場へ。長蛇の列に揉まれながら本土へ帰着。支部長の機転で昼食会場を本土に変更した甲斐あって事なきを得たが、遠くにある台風に翻弄された我々であった。

悔しいから、また行くぞ!

(市川晃)



●熊野筆づくり体験

筆づくりには、陶器の筒状のものに毛束を入れて先を整える作業を行います。

係員の説明を聞いてからと注意があったにもかかわらず、私を含め数名のせっかち組がトントントーン、トントンと始めてしまい、あっという間に終了。毛束の真ん中をひもで縛り、出来上がりを待つばかり。出来上がりには時間がかかり、みんな売店では相当の買い物をしてしまった。でも肌触り抜群、さすが熊野筆、あっぱれ。(寺石弘美)

●1日目 昼食

昼食は「かき左右衛門」で牡蠣ランチをいただきました。缶に日本酒と生牡蠣を入れ、目の前で蒸すこと3分。殻を剥くのにコツがありますが、ふっくらとして美味しい牡蠣でした。皆さんのお酒も進みます。牡蠣はまだ出始めて高価とのこと。

店舗は昭和初期の建物で乾物屋で、私たちが食事をした2階は倉庫だったそうです。今は珍しい大正ガラスの窓や、西日本で一番古いとされるエレベーターが残っており、外観も映画に出てきそうなレトロな雰囲気です。そして配膳の店長さんが非常にガイド上手で、楽しく美味しい昼食でした。(竹村祥世)

●千光寺山ロープウェイ

朝、30分前に集合場所の京都駅に行ったら、まさかの最後でした…。

新幹線を乗り継いで、新尾道駅で下車して千光寺山ロープウェイへ。

長江口から千光寺山山頂の間を運行しているロープウェイ車窓からの景色は絶景でした。

時間的に千光寺には行けませんでした。有名タレント夫婦も訪れた理由がわかります。

千光寺公園の桜が見事に咲き誇るとされる春にも、また訪れたいと思いました。(高屋豊明)

●1日目 大和ミュージアム

私の中で今回の旅行のメインが二つありました。一つは、大和ミュージアムでした。こちらには、10分の1の戦艦大和他に零式艦上戦闘機六二型や、特攻兵器回天などの実物が展示してあり、スケールを感じることができました。戦艦大和は、子どもの頃プラモデルをつくるぐらい憧れだったので、実物を見ることができて感動しました。と同時に戦争で使う兵器であると、改めて感じました。

そしてもう一つが、そのミュージアムの向かいにある「てつのかじら館」という海上自衛隊が管理している日本で唯一実物の潜水艦を展示しているところにも、是非行くつもり



でした。しかしこちらは熊野筆づくりが長引き、到着が遅れてしまい「てつのかじら館」には行けませんでした(涙)化粧品に使用する「筆」だそうですが、妻や娘には無関係なものだそうで、作った「筆」はそのままなんだろうなあ。次回訪れるチャンスはあるのかなあ？(岡本清臣)

●平和記念公園

小学校の先生と子どもたちがにこやかに笑っている写真がとても印象に残りました。

多くのなんの罪もない人たちの何気ない日常が一瞬にして失われたことに深い悲しみを感じずにはいられません。

このような災禍を再び起こさないようにするためには何をしなければいけないのか、何をしてはいけないのかを、考え続けていく必要があることをあらためて感じました。(縄田浩昭)

●2日目 昼食

台風25号の影響により、宮島内にある錦水館での昼食を諦め、急遽、宮島口にある「あなご処 城山本店 さくら庵」での昼食となりました。このさくら庵は、テレビなどにもよく取り上げられる有名な食事処のようで、多くの観光客の方が並んでおられました。メニューはもちろん、「あなごめし」やわらかい身と香ばしいタレの味に、一気に平らげてし

まいました。ボリューム満点でおなか一杯、大満足の昼食となりました。当初、お邪魔する予定だった、錦水館さんのお料理は次の機会にとっておきましょう。(五十棲裕)

●2日目 広島紅葉カントリークラブ

朝7時にホテルを出発して広島紅葉CCへ、台風25号の影響でラウンドできるか不安でしたが、時々時雨れる程度の雨で、無事スタートはできました。しかし、これ程難しい風に悩まされたのは初めてのことでした。

スウィングに入った途端、方向や強弱が変わり、アツと思っ力が入ってしまうと、意図する方向へ飛んでくれません。グリーンではボールが風で動きかけるので、早く打ってしまわなくてはと思うと3パット。今年のワーストスコアでした。やはり自然と遊ぶのは難しいです。

他の皆さんもご苦労されていたと見えて、90台が6人、3桁は7人でした。

そんな中、同組でプレーした谷口先生が、力みのないスウィングと魔法のパターの力を発揮され見事優勝されました。準優勝は、BGの久保先生でした。

この経験したことのない強風の中でのラウンドは、とても勉強になりましたし、挫けそうになりながらも、とっても楽しくゴルフができたことに感謝しています。(安居健次)

# ときのかけはし 正月3日から始まった「鳥羽・伏見の戦い」

このコーナーでは、伏見にある歴史やお店まで、今という「時」で切り取った1ページをご紹介します。

第74号の石田一郎先生の「史蹟でたどる鳥羽伏見の戦い150年」を受けさせていただき、今回は「戦い」にスポットをあてます。

ときは、明治元年/慶応4年、旧暦1月3日(1868年1月27日)、日が傾き寒さが増してきた夕刻(午後5時頃)、あたりも薄暗くなりつつあった鳥羽・小枝橋(写真1、2)で、鳥羽街道北側に位置する薩摩藩側から銃・大砲の一斉攻撃を受け、旧幕府軍先鋒は大混乱に陥った。

徳川慶喜がいる大坂城を出発した旧幕府軍は、正月3日午前から鳥羽街道を封鎖していた薩摩藩兵と対峙した。御所へ向かうため、「街道を通せ」という旧幕府軍に、「朝廷からの許可が下りるまで待つよう」と威を借りた薩摩兵の返答。「通せ」「待て」の交渉を繰り返しながら小枝橋付近で午前中から夕刻まで真冬に長時間対峙。寒い。

鳥羽・伏見の戦い時の兵力は旧幕府軍1万5000、薩長兵5000。旧幕府軍の主力は鳥羽街道を進み、兵力では圧倒的に旧幕府軍有利。

業を煮やした幕府軍は、兵力差とフランス式の最新兵器装備の自信を胸に、小勢の薩摩兵を甘く見て、威風堂々隊列を組んで強行突破を図るべく小枝橋に向け行進開始、なんと旧幕府軍、この時歩兵隊は銃に弾丸を込めてさえいない状態で、薩摩兵からの一斉砲撃に大混乱。

「ちゃんと言っといてよ。戦闘準備って。弾すら込めてないでは反撃できないでしょう。」と旧幕府軍の一兵卒の声が聞こえてきそうな惨劇となった。

初戦の敗退が大きな痛手で6日までに旧幕府軍は淀城に向けて敗走。豊臣秀吉が側室のあの「淀君」のために築城し、その名となった淀城。反転攻勢を期した旧幕府軍は、現職の老中でもあった稲葉正邦の淀藩を頼って、ここを拠点にしようと再結集。しかし、現職老中の城代に門すら開けてもらえず、しかたなく大坂城まで撤退。なぜ淀城の門は開かなかったのか？ 最近の研究



では旧幕府軍幕僚は城内を拠点として、淀城側は城外使用を前提としていたとの認識にズレがあったとも言われている。

いずれにしても、現職老中の城ですら門を閉ざすとは、旧幕府軍の落胆は計り知れない。

他方、伏見の戦い。伏見でも昼間から旧幕府軍の通行を巡って鳥羽・小枝橋同様の問答が繰り返されていたが、夕刻になり、鳥羽方面での銃声が聞こえると戦端が開かれた。

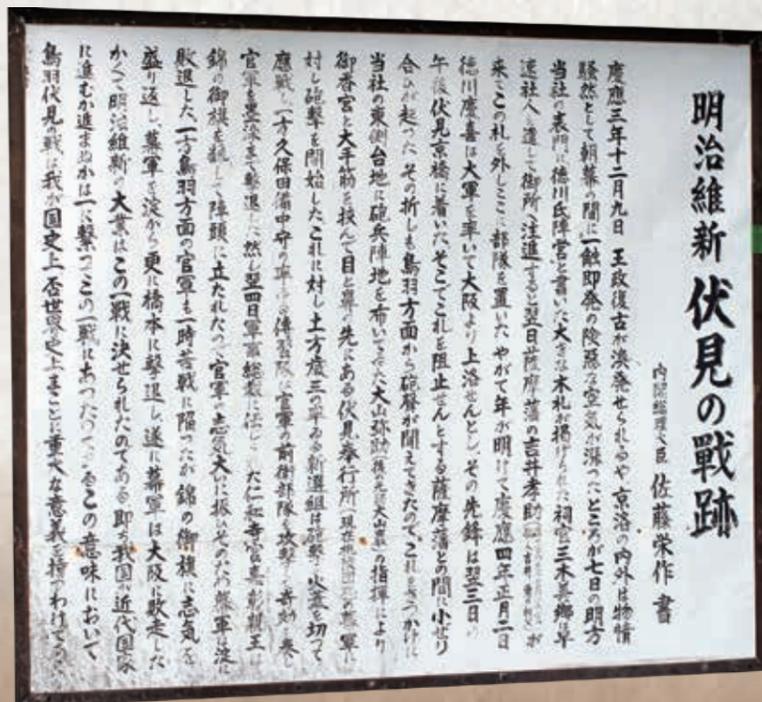
旧幕府軍は陸軍奉行竹中重固を指揮官として旧伏見奉行所を本陣に展開、対する薩摩・長州藩兵(約800名)は御香宮神社を中心に伏見街道を封鎖し、奉行所を包囲する形で布陣していた。奉行所内にいた会津藩兵や土方歳三率いる新選組が斬り込み攻撃を掛けると、高台に布陣していた薩摩藩砲兵等がこれに銃砲撃を加えた。射程5kmのアームストロング砲を約2kmの距離で撃ち合う激戦。旧幕府軍は多くの死傷者を出しながらも突撃を繰り返したが、午後8時頃、薩摩藩砲兵の放った砲弾が伏見奉行所内の弾薬庫に命中し奉行所は炎上した。新政府軍は更に周囲の民家に放火(この火災で薩摩や長州の藩邸・寺田屋があった伏見の南半分は焼失する。現在の寺田屋はその後再建されたもの)炎を照明代わりに猛烈に銃撃したため、旧幕府軍は支えきれず退却を開始し、深夜0時頃、新政府軍は伏見奉行所に突入した。旧幕府軍は堀川を超え中書島まで撤退して防衛線を張ったが、竹中重固は部隊を放置したまま淀まで逃げ落ちた。

ちなみにこの戦いが終わった1月7日に朝廷において慶喜追討令が出され、旧幕府は朝敵とされた。大河ドラマ「せごどん」で西郷隆盛が「朝敵を討て」と叫ぶシー

ンがあったが、1月3日～6日に繰り広げられた鳥羽・伏見の戦いの時点では、旧幕府軍は朝敵ではない。

ただ、この戦いの初日の3日、朝廷では緊急会議が召集された。大久保利通は「旧幕府軍の入京は新政府の崩壊であり、徳川征討の布告と錦旗が必要」と主張したが、松平春嶽は「これは薩摩藩と旧幕府勢力の私闘であり、朝廷は中立を保つべき」と反対を主張。会議は紛糾したが、議定の岩倉具視が徳川征討に賛成したことで会議の大勢は決し、兵の数的不利な薩摩兵が錦の御旗を掲げ、劣勢を跳ね返し戦いに勝利したのは、有名なお話。

(新見和也)  
参考・出典 ウィキペディア



お詫び 第74号の「史蹟でたどる鳥羽伏見の戦い150年」で石田一郎先生のお名前の記載がありませんでした。お詫びいたします。

ちよこっと  
かわら版  
第6回

ひよこっと 『近況のご報告』

伏水会 第120回記念大会 (9月17日~18日 ココバリゾート白山ヴィレッジゴルフコース)

支部会員のゴルフ同好会である「伏水会」が第120回の記念大会を開催いたし、今回は優勝されました水嶋保会員よりコメントをいただきました。記念旅行の風景を交えてご報告いたします。

みずしま たもつ  
水嶋 保

伏見の署長を最後に勤務したことが縁で準会員ですが、平成25年から伏水会ゴルフ部に入会させていただいては5年になります。ゴルフを通して皆様方と楽しくお付き合いをさせていただいております「水嶋」です。

この度、伏水会120回記念ゴルフコンペにおいて栄えある「優勝」という名誉を頂き大変喜んでおります。この5年の間、持てる力を発揮して「優勝」を目指して頑張ってきましたが「やっと優勝出来たぞ!」というのが本音のところであります。

今回の記念大会は、いつものハンデ戦とは違って隠しホールによるダブルペリア方式で行われたことが優勝できた大きな理由と思っております。この方式は誰でも優勝できるチャンスのあるルールですが、相当なラッキーが無ければ優勝できません。この日の白山ビレッジのコースが微笑んでくれたのか、一緒にプレーしていただいた久保、平岩、土井先生方の運をいただいたのかは分かりませんが、本当にありがとうございました。

これからもハンデ(誰でも優勝できるハンデ?)が厳しい中ではありますが、楽しいゴルフをモットーに参加しますのでよろしくをお願いします。

私は、ゴルフも健康づくりの一つですが、「健康には時間を惜しむな! 続けることこそ力なり!」という言葉を自分に言い聞かせながら、早朝ウォーキングとラジオ体操、更に、休日には軽いジョギングを欠かすことなく続けております。これもゴルフの基礎体力維持向上につながっているのではないかと考えております。

パーオンしてあわよくばバーディと誰もが思っただけでプレーされておられると思いますが、私も当然のごとくより少ない数で回ることを目標に取り組んでいます。「目標達成には練習あるのみ!」、ドライバーが飛ばなくても正確性を磨き(本音は飛ばしたい)、アイアンが云々となるわけですが、その日の調子にも大きく左右されますが、ゴルフを5つのカテゴリーに分けて、ドライバー、FWウッド、アイアン、アプローチ、パターと、このすべてにおいて良ければ最高ですが、そのうち最低でも3つのミスを極力少なくすれば、ある程度までは



何とかかなと思っています。そして一番大事なのは苦手な分野を作らないこと、例えば、バンカーがという方を多く見かけますが必ず2発は打たれます。精神的な面もありますが、パターと同じで練習場で練習する機会が少ないのが大きな要因ではないでしょうか。そういう方は、最低でも1時間以上前までには行って練習することをお勧めします。

ゴルフを始めて45年になりますが、歳と共に飛距離が段々落ちてきていることに反抗している今日この頃ですが、ゴルフをより楽しく、より長くそしてうまく回ることを目標に皆さんと共に挑戦したいと思います。



編集後記

平成の最後の「伏水」となりました。30年前に当時の小淵官房長官が元号を発表したニュースを先生方はどこで見られましたか? 昭和から平成へ、平成から次の時代へ、時代を引き継ぐバトンとしての元号が果たす意義は、日本文化の一つではないでしょうか。

平成という元号は、「平成」「修文」「正化」の三案の中から選ばれたとあります。当時の内閣内政審議室

長であった的場順三が、とっさに、明治以降の元号のアルファベット頭文字を順に並べ、「MTSの後はHが据わりが良いでしょう」と言っただけですが、日本文化としての元号を、アルファベットの頭文字から選んだというのも、日本人らしい発想だと思います。

新時代を迎える新年が先生方にとって、良き年でありますよう祈念いたしております。

www.kyozei.or.jp/

行事予定、各種講座・新刊図書のお申し込みをご案内しております。是非ご覧ください。出資金1万円(会費無料)で様々な特典が受けられます。詳しくは下記までお問い合わせ下さい。

京都税理士協同組合

〒604-0943 京都市中京区麩屋町通御池上ル上白山町258-2 京都税理士会館内  
Tel 222-2311(代) Fax 222-2355